

県南広域振興局長告示第30号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者が指定障害福祉サービス事業を廃止しようとする旨次のとおり届出があった。

平成27年2月27日

県南広域振興局長 遠藤達雄

1 居宅介護

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0312700040	特定非営利活動法人藤沢町ボランティアセンター居宅介護事業所	一関市藤沢町藤沢字町裏55番地	平成27年3月31日

2 重度訪問介護

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0312700040	特定非営利活動法人藤沢町ボランティアセンター居宅介護事業所	一関市藤沢町藤沢字町裏55番地	平成27年3月31日